

藍住町水防協力団体指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第36条から第39条までの規定に基づき、藍住町長（以下「町長」という。）が行う水防協力団体（以下「協力団体」という。）の指定、活動報告その他の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 町長は、法第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人又はこれに準ずる団体を、法第36条第1項の規定に基づき協力団体として指定することができる。

2 前項の規定による指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識、能力及び社会的信用を有すること。
- (2) 業務を遂行するための適切な人員体制及び連絡体制が整備されていること。
- (3) 暴力団（藍住町暴力団排除条例に規定する暴力団をいう。）等と密接な関係を有しないこと。

(協力活動の業務範囲)

第3条 協力団体が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

(指定の申出)

第4条 水防協力団体の要件を満たす者で、藍住町水防協力団体の指定を受けようとする者は、町長に対して「藍住町水防協力団体指定申出書」（様式第1号）に「水防協力団体協力活動業務計画書」（様式第2号）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申出をするものとする。

2 前項に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(指定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、協力団体として指定することが適当と認めるときは、これを指定するものとする。

2 町長は、前項の規定により指定をしたときは、藍住町水防協力団体指定書（様式第3号）により、当該申出団体に通知するものとする。

(指定の公示)

第6条 町長は、前条の規定による指定をしたときは、法第36条第4項の規定に基づき、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 協力団体の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 指定をした日
- (4) 協力活動の業務内容

(指定事項の変更)

第7条 協力団体は、法第36条第3項の規定に基づき、その名称、住所又は業務内容を変更しようとするときは、あらかじめ藍住町水防協力団体指定事項変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 町長は、法第39条第3項の規定に基づき、協力団体の指定を取り消すことができる

2 町長は、前項の規定により指定を取り消したときは、法第39条第4項の規定に基づき、その旨を公示するものとする。

(指定の辞退)

第9条 藍住町から指定を受けた水防協力団体は、その指定を辞退しようとするときは、あらかじめ町長に対し、藍住町水防協力団体指定辞退届（様式第5号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該指定を取り消すとともに、その旨を公示するものとする。

3 指定を辞退した団体は、速やかに藍住町水防協力団体認定書を町長に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月30日から施行する。

